

令和4年度  
帯広市学校教育活動についての考え方  
(令和4年4月8日 Ver.2)

令和4年4月  
帯広市教育委員会

# 目次

---

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- 2 基本的な感染症対策の実施・・・・・・・・・・P2
- 3 令和4年4月以降の教育活動・・・・・・・・・・P3
- 4 児童生徒の心のケアに関する対応・・・・・・・・P11
- 5 児童生徒や教職員等に感染等が発生した場合の対応・・・・・・・・P12
- 6 臨時休業等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・P14

【巻末資料】・・・・・・・・・・・・・・・・・・P17

- ◆「文部科学省ガイドラインを踏まえた帯広市立学校における臨時休業等の対応について」
- ◆「国、文部科学省、北海道のレベル比較表」

【参考資料】

- ◆「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル  
～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22 Ver.7)」(令和3年11月 文部科学省)
- ◆「令和3年度コロナ禍における帯広市学校教育推進の方針」(令和3年3月 帯広市教育委員会)
- ◆「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応  
ガイドライン(第1版)」(令和3年8月 文部科学省)

# 1 基本的な考え方

各学校においては、「令和3年度コロナ禍における帯広市学校教育推進の方針」に基づき、家庭及び地域と一丸となって、感染症対策と児童生徒の健やかな学びの確保に、懸命な努力を重ねてきたところである。

しかし、今なお感染リスクをゼロにすることは難しく、感染力が強い変異株が流行するなど、新年度になり教職員の転出入があった職場にあっても、ゆるみなく、切れ目なく、感染症対策を徹底するとともに、教職員は、児童生徒の範となって新しい生活様式を率先することが求められている。

このような背景の下、帯広市教育委員会では、感染症対策と児童生徒の学びの保障の両立を図るため、最新の知見や科学的な情報に基づき、「令和4年度帯広市学校教育活動についての考え方」（以下、本考え方）を策定した。各学校は、本考え方により令和4年度の各学校の教育活動について、推進することとする。

なお、本考え方は令和4年3月時点における感染状況を踏まえて作成したものであり、今後の感染状況の推移や最新の科学的知見を反映して適宜見直すことがあることとする。

また、本考え方では、感染症対策とともに、「働き方改革」の視点から、新しい時代の学校行事のあり方についての方向性も示している。これは、教職員にとっても児童生徒にとっても重要なリソースである時間を優先順位をつけて効果的に配分し直すことにより、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことを目的としたためである。

各学校においては、本考え方に基づき児童生徒の命と学びを守る活動に全力を尽くすとともに、これまでの学校行事を見直すなどしながら、児童生徒に対して効果的な教育活動を展開することとする。

# 2 基本的な感染症対策の実施

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～（2021.11.22 Ver.7）」（文部科学省）（以下、「学校の新しい生活様式」）第2章「2. 基本的な感染症対策の実施」を参考に、学校における取組を行うこと。

## 【基本的な感染症対策の3つのポイント】

### （1）感染源を絶つこと（図1参考）

- ・発熱等の風邪症状がある場合には登校しないことの徹底、朝の健康状態の把握等

### （2）感染経路を絶つこと

- ・手洗い、咳エチケット、清掃・消毒等

### （3）抵抗力を高めること

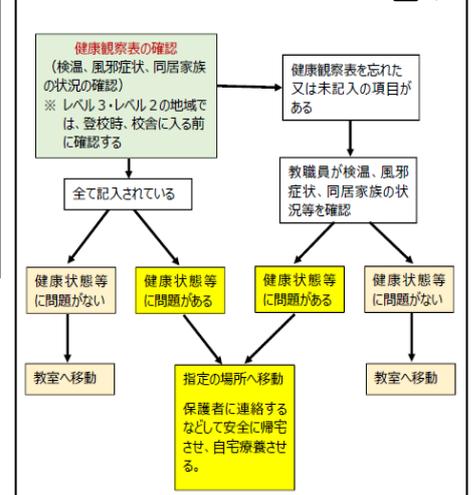
- ・十分な睡眠、適度な運動等、バランスの取れた食事



また、学校での朝の健康観察については、引き続きこれまでと同様の取組を行い、保護者の理解・協力を得るとともに各種通知等に基づき、その方法を工夫して行うこと。

なお、年度末休業、年度始め休業及び長期休業中においても健康観察シートを活用するなどして、家庭で健康観察を行うように指導・周知すること。

<健康観察表を使用した登校時の健康観察（例）> 図1



〔マスクの着用について〕【学校の新しい生活様式 Ver.7 第2章3（3）参照】

- ・学校教育活動においては、児童生徒及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクの着用を基本とすること。
- ・気温・湿度や暑さ指数が高い日には熱中症等の健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すこと。



※児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時等には、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。

- ・小学校体育、中学校保健体育の授業においては、マスクの着用は必要ないこと。

※十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。

〔冬季における換気の留意点について〕【学校の新しい生活様式 Ver.7 第2章3（1）参照】

- ・空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるため、徹底して換気に取り組むこと。
- ・換気により室温を保つことが困難な場合が生じることから、室温低下による健康被害が生じないよう、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での衣服の着用について柔軟に対応すること。



### 3 令和4年4月以降の教育活動

- ① 本市においては引き続き、各種教育活動については、「本考え方」及び感染状況の変化によって、その都度示される「教育活動の考え方」に基づき、活動の範囲を「学年の範囲を上限」に行うことを基本としながら、感染状況の変化によっては、「学年を超えた活動」も可能とするなど、全市統一的な運用や対応に変更する場合がある。都度、運用面にかかわる本市の方針や考え方に基づき、校内で感染対策を講じて教育活動を進める。
- ② 北海道におけるレベル分類表「レベル0～1」においては、基本的に人流が大きくなる「学年を超えた活動」は可能であるが、慎重に対応するものとする。
- ③ ただし、同レベルであっても、感染力や感染スピードの状況、生活圏（帯広市とその周辺3町）の感染状況が拡大傾向にある場合は、引き続き教育活動を「学年の範囲を上限」にすることや、本市の方針や考え方に基づいて、感染リスクの高い活動を行わないなど、対応を適切に検討すること。
- ④ 感染状況が好転し、今後「学年を超えた活動」が可能となった場合においても、1mの身体的距離を確保し、マスクを着用することなどはもとより、感染拡大の状況や推移、校舎等教育環境の違い、児童生徒数等により、「十分な感染症対策ができています」という各校の慎重な判断のもと「学年を超えた活動」を行うこと。

(1) 各教科・領域、各種学校行事等の基本的な考え方について

- 感染防止対策を徹底しながら行われることを前提に、全市統一的な取組を行うことが必要であること。

今後、次の視点に特に留意し、学校の教育活動に取り組むこととするが、生活圏の感染状況により対応の変更もあることから、本考え方及び感染状況の変化によって、その都度示される「教育活動の考え方」に基づくこと。

- 学校における各種教育活動については、『学校の新しい生活様式』第1章『4. 地域ごとの行動基準』における生活圏の感染レベルに応じて行うこと。また、各学校においては、下の図2を参考に、身体的距離の確保や感染リスクの高い教科活動、部活動等について、十分な感染症対策を行った上で実施すること。
- 学校行事については、「帯広市立学校における行事等のあり方検討プロジェクト」において検討された運動会や体育祭、学習発表会や文化祭の基本的な考え方に基づくとともに、その他のこれまで取り組まれてきた行事等の検証も各学校で進めながら、児童生徒や教職員の負担を最小限に、やりがいや満足感、教育効果を最大限あげる工夫をして、実施すること。

図2 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2 m 程度 (最低 1 m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	1 mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 5px;">             ↓ 収束局面           </div> <div style="text-align: center; margin-right: 5px;">             感染リスクの低い活動から徐々に実施           </div> <div style="text-align: center; margin-right: 5px;">             ↑ 拡大局面           </div> <div style="text-align: center; margin-left: 5px;">             感染リスクの高い活動を停止           </div> </div>	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1 mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

※ 国、文部科学省、北海道レベル比較は、巻末資料を参考にすること。

- 身体的距離の確保等、感染症対策を徹底した上で、次の教育活動を行うこと。
  - ・ 家庭と連携した毎朝の検温及び健康状態の確認
  - ・ 登校時、給食の前後、外から教室に入る時、トイレの後、咳やくしゃみ、鼻をかんだ時、共有のものを触った時、掃除の後等のこまめな手洗いの徹底
  - ・ 多くの児童生徒が触れる箇所、共用教材の消毒
  - ・ 児童生徒及び教職員の適宜マスク着用
  - ・ 換気（30分に1回以上、数分間程度、2方向の窓を開けるなど、冬期間においても実施）
  - ・ 児童生徒の席の間隔（最低1m）の確保、玄関、廊下等での密集の回避
  - ・ 給食時は同一方向を向いての食事等、感染症対策を徹底
  - ・ 学級担任・養護教諭等によるきめ細かな健康観察の徹底
  - ・ 健康観察カードを活用した家庭との連携
  - ・ 心のケアに関わるこころの教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携

○ 次のような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」の実施については、上記図2のとおりであるが、レベル1の状況において実施する際は、特に、換気、身体的な距離の確保や手洗い等、感染症対策を行った上で実施すること。

- ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導やリコーダー、鍵盤ハーモニカ等の演奏
- ・身体的接触を伴う活動、家庭科等における調理実習
- ・体育科等での密集する運動、近距離で組み合ったり、接触したりすることが多い運動（間接的接触を生むマット運動や跳び箱、鉄棒等の運動。ボールやバトン等の道具や器具を共用するような種目）
- ・密集して長時間行うグループ活動、対面での長時間行う話し合い活動 等

○ なお、実施に係る具体的な対応については、『学校の新しい生活様式』第3章『1. 各教科等について』を参考とすること。

## (2) 各教科・領域、各種学校行事等の具体的な考え方について

○ 前・後期について

令和4年度は、小・中学校ともに前期を令和4年9月30日（金）、後期を令和5年3月24日（金）までとし、評価業務の計画を含めた教育課程の整理・計画を進めること。

○ 令和4年度の長期休業日の取り扱い

感染症による学級閉鎖等を想定しながら、年間を見通した授業時間数の確保に向けた学校行事等の厳選や取組内容の学びを止めない対応に努め、長期休業期間は予定どおりの日程とすること。

やむを得ず臨時休業、学年閉鎖等により、授業時数を確保できない場合には、一定程度の長期休業中の授業日の設定を教育委員会と協議し、必要に応じて授業日を設定することができる。なお、余剰時数は必要以上の時数確保にならないよう配慮すること。

また、帯広市校長会で予定されている長期休業期間は、次のとおりである。

なお、学校行事等のおよび取組時間の整理と厳選による教育課程編成及び運用状況を鑑みた、適切な長期休業期間の設定については、別途協議を進めること。

- |                                       |                    |
|---------------------------------------|--------------------|
| ・令和4年度の夏季休業期間                         | 7月23日（土）～8月18日（木）  |
| ・令和4年度の冬季休業期間                         | 12月24日（土）～1月12日（木） |
| ※令和4年度についても、長期休業期間中の授業日の設定は行わないものとする。 |                    |

○ 各教科等の進め方について

学習活動については、感染症対策を徹底しながら、計画的に進めること。なお、生活圏で感染が拡大している場合は、実施時期や内容を変更するなどの工夫を行うこと。

外部講師等を活用した授業を行う場合は、事前に学習の流れ等を確認し、感染症対策を徹底すること。

「おびひろ市民学」については、学級または学年単位の取組において、感染症対策を行いながら実施する。感染状況により実施が困難な場合は、延期または中止とすること。

総合的な学習の時間における中学校の職場体験学習は、受け入れ機関等との十分な調整を図

れない場合は、個人の職業調べや自身のキャリアプラン作成等、キャリア教育の目的に資する取組にとどまることもあること。

全教科領域、諸活動において、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖時には、「学びの保障」としてタブレットを活用した学習を講じること。

実施時間については、児童生徒の心身の健康を鑑み、朝の会や1日2～3時間程度の授業等での使用を目処とし、授業づくりに向けた教職員の研修とともに、体制構築を進めること。

#### ○ 学習の評価について

評価については、目標に準拠した評価を適切に行うために、定期テスト等の長期的評価のみにならないよう、単元や日々の学習成果の積み上げによる評価を行うことを児童生徒や保護者に周知しながら進めること。その際、シラバス等で規準を示しながら児童生徒が納得のできる評価に努めること。

#### ○ 中学校における部活動の取扱い

- ・「緊急事態宣言措置」や「まん延防止等重点措置」期間中は原則として休止すること。
- ・同期間中の全道、全国につながる大会の参加に向けた取組は、学校と市教委が個別に協議すること。
- ・同期間中の生徒の心身のバランスとスキルアップに配慮した取組を進めること。  
（例）映像視聴等による部活内ミーティング、個人の基礎体カトレーニング、リモートで部員をつないだ個人練習やミーティング等
- ・中学校の部活動については、これまでの感染症対策の経験を踏まえ、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行うこと。なお、活動を行う際の留意事項として、次のことを行うこと。
- ・生徒に発熱の有無にかかわらず風邪の症状が見られるときは、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教職員や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・活動時間や休養日については、令和元年9月12日付け「帯広市立学校に係る部活動の方針」に準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。
- ・活動場所については、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日等は、熱中症に注意すること。体育館等、屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できるような少人数による活動の工夫をすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼吸が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ・活動内容等については、内容厳選や時間短縮等、感染対策を意識しながら、過負担にならないような効率的・効果的な部活動練習の工夫をすること。
- ・対外試合や練習試合等は、令和4年1月24日付け帯教指第1249号「学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」及び令和4年1月27日付け教健体第1113号「大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について」に準じて、感染症対策を徹底した上で実施すること。また、1つの会場のチーム数や参加人数を最小限にするなどの配慮を行い、会場や施設内の3密を避けられない場合には実施しないこと。なお、保護者等の観戦等については、感染状況の変化により全十勝中学校体育連盟会長から示される考え方に準じること。

- 学校施設以外の公共施設等（総合体育館や帯広市民文化ホール等）を利用する場合は、当該施設の感染症対策（ガイドライン）に従うこと。また、利用者が分かる名簿等を作成したり、参観する場所の指定や、生徒と保護者等との直接的な接触を可能な限り避けるような動線を工夫したりするなど、学校として十分な感染症対策を講じること。
- 運動部活動の実施にあたっては、「『学校の新しい生活様式』第3章『2. 部活動』」を参考とすること。  
※なお、少年団活動についても、基本的に中学校部活動に準ずるものとする。

#### ○ 学校行事等について

学校教育が、協働的な学び合いの中で行われる特質をもつことに鑑み、一律中止の判断となることのないよう学校行事等の内容を厳選すること。また、学校行事等の目標を明確にし、実施方法の工夫や準備にかかる時間を短縮するなどして、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた児童生徒の育成を目指すため、次のとおり計画すること。

- 学校行事等については、感染状況を鑑みて、学年別実施等による人数制限等により、保護者等が3密の状態を避けられる場合や、児童生徒との直接的な接触を避けられる場合等、感染症対策を徹底することができる場合において実施することができる。ただし、事前に保護者の理解を得られない場合や、生活圏の感染状況によっては、速やかに中止または延期を判断すること。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校行事等に参観・参加した保護者等が確認できるよう名簿等を作成するとともに、マスク着用と手指消毒を基本に、当日の検温のほか、健康観察記録等の提出をすること。
- 学校施設以外で学校行事等を実施する場合は、利用施設の感染症対策に準じて利用することになるが、その場合も開催する学校行事等に依りて、学校として十分な感染症対策を講じること。

次の①～⑬まで、具体的な学校行事等の実施について、当面の間は、基本的に上限を学年までとしているが、本考え方3のリード文（囲み枠内）の②及び③に基づき、北海道におけるレベル分類表「レベル0～1」では、「学年の枠を越えた活動」は可能であるが、慎重に取り扱うこと。

#### ① 運動会及び体育祭について（別添「帯広市立学校における行事等のあり方検討プロジェクト諮問」参照）

- 土曜開催、午前日程を基本とし、全市統一して昼食は摂らないこととする。
- 実施にあたっては、競技以外の時間でのマスクの着用の徹底のほか、感染症対策を徹底する中で、実施方法や内容を厳選し、児童生徒の意欲を高め、負担の度合いに配慮した教育的価値を高める内容に構成すること（練習時間は10時間程度）。
- 活動の単位は学年単位を超えないことを基本とするが、開催形式については感染状況を鑑みて、全校一斉、ブロック、学年等单位について、市教委と協議の上判断すること。  
なお、義務教育学校については、9学年での実施となることから、開催形式について市教委と協議の上、判断すること。
- 感染の拡大が進み、実施時期や実施時間、実施内容等の検討が必要となった場合は、例えば、球技大会形式や記録会形式等、内容や形態の工夫を検討すること。

- ② 学習発表会（学芸会）について（別添「帯広市立学校における行事等のあり方検討プロジェクト諮問」参照）
- ・平日開催、午前日程を基本とすること。
  - ・日頃の学習活動の成果の発表の場としての位置付けを明確にし、文化的な活動を通じた自主性や創造性を高めるような内容を構成すること。（練習時間は10時間程度）
  - ・活動の単位は学年単位を超えないことを基本とするが、開催形式については感染状況を鑑みて、全校一斉、ブロック、学年等单位について、市教委と協議の上判断すること。
- ③ 文化祭について（別添「帯広市立学校における行事等のあり方検討プロジェクト諮問」参照）
- ・土曜開催、1日日程を基本とすること。
  - ・昼食はバザーまたは弁当（持参含む）とし、飲食時の感染対策を徹底すること。なお、バザーにおける焼き鳥やフランク等の校内で調理するものの提供は、感染症対策から中止とすること。
  - ・学級発表の縮減または取りやめなど、内容の再構成とともに、学級ごとの合唱コンクールを基本としながら、日常の学びを発表するものを重点的に整備していくこと（練習時間は10時間程度）。
  - ・ただし、合唱コンクールは飛沫感染のリスクから、全校が一堂に会して行うことは、感染状況を鑑みて、慎重に対応すること。
  - ・全校または学年のいずれの実施の場合も、体育館等の広い場所で、換気に注意するなどの感染症対策を徹底した上で、内容や時間の短縮を行いながら取り組むこと。
- ④ 宿泊学習について
- ・宿泊または日帰りによる学習等の計画が立てられる場合は、施設と十分協議し、感染症対策を講じながら、連携して実施すること。
  - ・宿泊する場合については、施設からの説明やマニュアル等をもとに感染症対策を徹底するとともに、事前に保護者に説明し理解を得ること。
  - ・実施中に感染の疑いのある事例が発生した場合、直ちに市教委等と実施について協議すること。また、保護者への緊急連絡体制等を関係する教職員で共有しておくこと。
- ⑤ 修学旅行について
- ・修学旅行は、児童生徒の成長に資する面が多いことから、目的地や実施形態の工夫、宿泊日数の削減等も検討し、リスクの軽減に努めながら、実施時期は、中学校は5月、小学校は7～9月を目処に実施計画すること。
  - ・修学旅行の目的を鑑みて、単に「物見遊山」に陥らないような内容構成をすること。
  - ・修学旅行中の児童生徒の新型コロナウイルス感染症の発症を想定して、道外への修学旅行は当面の間、見送ること。
  - ・感染状況によって予定した時期に実施が難しい場合、実施日や行き先を変更するなどして対応すること。
  - ・なお、その際には、旅行代金が大幅に増加しないよう、保護者の負担について配慮するとともに、可能な限りキャンセル料が発生しないような実施に向けて、スケジュール調整等、旅行代理店等と折衝を必ず行うこと。
  - ・全ての行程において、新型コロナウイルス感染症への感染症対策を徹底するとともに、旅行中に感染の疑いのある事例が発生した場合のため、「危機管理マニュアル」を作成し、関係する教職員と保護者等で共有すること。

⑥ 遠足等の校外学習について

- 活動集団の単位を原則学年までとし、行き先、時間帯、活動内容を検討し、近隣校と情報共有を図り、自校の児童生徒以外の大人等との接触を可能な限り避けること。
- 使用する施設については、事前に施設と感染症対策等を確認すること。なお、行き帰りの移動や活動においては、基本的にはマスクを着用することが望ましいが、熱中症対策から、適宜マスクを外すなど、適切に指導すること。
- 食事を摂る際は、本考え方「3（1）○身体的距離の確保等、感染症対策を徹底した上で、次の教育活動を行うこと」に示されている「給食時」に準ずることとし、グループで密集することがないように配慮すること。感染状況によっては、時間短縮等による給食を摂る遠足も考えること。
- 小学校第4学年の郷土体験学習（公費負担）のほか、他学年での乗り物利用学習については、学習の目的と必要性を明らかにしながら、保護者負担も鑑みて、例えば奇数学年実施に限定するなど、実施縮減等、学校として実施基準を見直すこと。

⑦ 水泳授業について

令和4年度の水泳の授業については、生活圏の感染状況を踏まえ、密集・密接の場面を避けるなど、次のとおり感染症対策を徹底して実施すること。また、実施できない場合には、令和2年5月27日付け市教委事務連絡「水泳学習の心得の指導について」で示しているとおり、「水泳学習の心得」は必ず指導すること。

- 手をつないだり、体を支えたりするなど、密接する活動は避けること。
- 複数学級で同時使用する場合は、時間差実施等、児童の動線の指定等、感染拡大に配慮した時間構成を工夫すること。
- 用具等を使用する場合、使い回しは避けること。
- 更衣室については、身体的距離を確保することが困難である場合は、一斉に利用させない、間隔を開けたロッカー使用、少人数の利用等の工夫をすること。また、不必要な会話や発声をしないよう指導すること。

⑧ 小学校のクラブ活動について

特別活動において、年間10時間程度の時間の計画の中で、異学年との交流や主体性をもった取組等のねらいを達成させるためには、一定の取組が必要な教育活動であることから、実施人数や実施回数の工夫を図り計画し、可能な限り実施すること。

なお、感染拡大状況によっては、学年別や少人数に分散しての実施も必要になることから、年度当初から正規に活動ができない状況も想定しながら、活動計画を立案すること。

⑨ 児童会・生徒会活動について

学校の規模や児童生徒数により対応は異なるが、一堂に会する取組は避け、開催回数や開催場所、取組方法や内容の協議と厳選等、感染防止の観点に立った工夫を図り、実施すること。

⑩ 参観日等の保護者による参観について

当面の間、学級の全ての保護者が、一度に教室で参観するスタイルは行わないこと。

なお、次のような工夫により、十分な対策を講じて実施できる場合は、この限りではない。

- ・通常の教室より広い場所での実施
- ・別の教室等での映像による参観の実施
- ・参観日週間を設けて保護者が分散する形態での実施 等

ただし、保護者等が3密の状態を避けられない場合や、児童生徒との直接的な接触を避けられない場合については、実施を見送ること。

また、参観や面談等については、タブレット端末を有効に活用するなどの工夫をすること。

#### ⑪ 公開研究会等の実施について

当面の間、普通教室で開催するスタイルは原則行わないこと。

なお、次のような工夫により、十分な対策を講じて実施できる場合はこの限りではない。

- ・通常の教室より広い場所での公開授業の実施
- ・別の教室等でのオンラインやオンデマンド配信による公開授業の実施
- ・参観者が、あらかじめ少人数に限定されている場合の実施

また、全体会、研究協議等を実施する場合は、感染症対策を徹底する中で、参加者同士の距離を確保し、短時間で行うなど、工夫すること。

#### ⑫ P T A活動等について

各学校におけるP T A活動についてはP T A役員等と協議の上、感染症対策を徹底し実施すること。

なお、児童生徒と保護者等との直接的な接触がある活動は、当面の間避けること。

また、保護者や地域の方を参集する各種会議等についても、これに準じること。

さらに、令和2年度の帯広市P T A連合会の組織改編を踏まえ、各学校においても、P T A活動の見直しや組織改編、コミュニティ・スクールとの連携等、P T A役員と協議をしながら、持続可能な新しい時代のP T A活動に向けた活動を進めること。

#### ⑬ 令和4年度卒業式及び令和5年度入学式について

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うために、本考え方に基づき、適切な感染症対策を行った上で、参加する児童生徒の範囲や保護者の人数を考慮の上で座席等を検討し、最大限の教育効果を発揮できるように工夫して行うこと。

また、運用にあたっては、卒業・入学する学年のみの出席を基本に、祝辞や式辞等を割愛したり、保護者や来賓等の参加人数を制限したりすることや、飛沫感染の恐れがある合唱や呼びかけの実施を控えたりするなど、感染リスクを低減させて実施すること。

次のことは、令和4年2月9日付け帯教指第1301号「令和3年度の卒業式及び令和4年度の入学式の対応について」で示された内容を基本対応とするものであるが、感染状況を鑑みた市内統一的な対応の変更については、別途連絡するものとする。

- ・卒業式・入学式における児童生徒の感染拡大防止に向けた取組は、上記通知に基づき、適切に対応するとともに、次のことを行うこと。

椅子間隔の最低1m確保、手指消毒と動線を考慮した施設消毒、室温が下がらない範囲での常時窓開けの換気等、防寒目的の衣服の着用に係わる柔軟な対応

- ・保護者の会場入場の際には、次のことを行うこと。  
マスク着用、履き物の持参、手指消毒、校舎内へ入る時の検温、実施日前1週間の健康記録カードの提出（様式任意）、椅子間隔の最低1m確保
- ・卒業学年において卒業式当日が、学級閉鎖となった場合は、次のとおりとすること。  
〔半数以下（半数含む）の学級が学級閉鎖となった場合〕  
閉鎖学級以外：予定どおり実施すること。  
中学校：令和5年3月15日（水）小学校：同年3月24日（金）  
閉鎖学級：別日の実施を計画すること。  
〔半数を超える学級が学級閉鎖〕  
小・中学校ともに年度内に学年単位での別日の実施を計画すること。  
〔その他〕  
学校によっては、個別の案件や対応の必要も考えられることから、学級閉鎖となる可能性を把握した場合は、土日問わず直ちに学校教育指導課へ連絡し、対応を協議すること。  
閉鎖により実施日が別日となる場合、学年のまとめりとしての最後のひとときにつながるような時間の持ち方を工夫すること。  
卒業生が学び舎で節目を迎えられるよう、校内における児童生徒の感染症対策の徹底とともに、教職員自身の行動管理も含めた感染症対策の一層の徹底に努めること。

上記記載以外の各種教育活動については、感染防止の視点を持ち、これまでの準備にかけていた時間を短縮したり、内容を厳選したりするなどの工夫を図り、各学校の実態に応じて実施すること。

## 4 児童生徒の心のケアに関する対応

児童生徒は、進級・進学に伴う教育環境、友人関係の変化はもとより、長期間にわたる感染症対策、感染症拡大に伴う家庭環境の変化等を背景とした様々な不安やストレスを抱えているほか、感染症への不安や恐れを抱いている場合もあるものと考え、学校組織として一人一人に応じた心のケアに努めること。

### （1）一人一人に応じた心のケアについて

- ・朝の一人一人への健康観察、健康相談やいじめアンケート等により、児童生徒一人一人の健康状態や心の変容をきめ細かく把握すること。
- ・養護教諭は児童生徒の心のケアに大きな役割を果たすため、児童生徒の小さな変化に気付くことができるように、管理職及び教職員と情報共有に努めること。
- ・こころの教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も活用した教育相談等を計画的に実施すること。
- ・様々な不安やストレスを抱えた児童生徒のケアはもとより、児童生徒が自ら強い心を持ち、物事を前向きにとらえる自己有用感をもつことができるようよう、全ての教育活動を通じて生徒指導の機能を生かした指導に努めるとともに、道徳の授業や特別活動の指導の充実を図ること。
- ・これまで以上に、全教職員により児童生徒をきめ細かく見守り、小さなサインを見逃すことなく、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に万全を期すこと。

## (2) 心の相談窓口の周知

子ども相談支援センター	0120-3882-56	北海道教育委員会	24時間
教育相談センター	0155-25-2595	帯広市教育委員会	月～金 9時～17時

## 5 児童生徒や教職員等に感染等が発生した場合の対応

各学校は引き続き保護者との連携に努め、健康状態等を確実に把握するとともに、関係課や保健所と迅速な情報共有を徹底し、対応にあたること。

### ○ 感染疑いなどの対応及び出席停止等について

#### ① 児童生徒及び教職員等本人の「風邪症状」がある場合

##### 〔対応〕

- ・児童生徒及び教職員等本人に「風邪症状」がある場合については、「症状がなくなるまで、自宅で休養させる」こと。
- ・なお、「緊急事態宣言措置」期間及び「まん延防止等重点措置」期間においては、「風邪症状」がある場合については「症状がなくなるまで、登校、出勤させないようにする」こと。
- ・自宅休養中の児童生徒に対しての学習の保障についても十分配慮し、適切な資料や課題の提供を通して、家庭との連携を図ること。その際、オンラインによる教育活動の提供について積極的に取り組むこと。

##### 〔出席停止等〕

- ・症状が消失するまでの間、「出席停止」または「出勤停止」とすること。

#### ② 児童生徒や教職員等の「同居する家族に風邪症状等がある」または「同居する家族がPCR検査を受ける」ことになった場合

##### 〔対応〕

- ・保護者が、単なる風邪と判断して登校させたことで、校内で感染が広がった事例があったことから、登校、出勤について慎重に判断するよう促すこと。
- ・兄弟姉妹関係で対応差が生じないように、事案が発生した場合は、学校内、学校間の連絡調整の上、対応を決定すること。
- ・学校は、自宅休養中の児童生徒に対しての学習の保障についても十分配慮し、適切な資料や課題の提供を通して、家庭との連携を図ること。その際、オンラインによる教育活動の提供について積極的に取り組むこと。

##### 〔出席停止等〕

- ・校長の判断で、「出席停止」または「出勤停止」とすること。

##### 〔報告〕

- ・「同居する家族がPCR検査を受ける」ことになった場合、プライバシーに十分配慮し、速やかに学校教育課へ報告すること。

- ・その際、令和3年度校長会、教頭・主幹教諭会議資料「新型コロナウイルス感染症に係る聞き取りメモ」をもとにするなどして、今後の対応に係り必要な情報を報告すること。

③ 児童生徒や教職員等が「PCR 検査または抗原検査を受ける」こととなった場合（濃厚接触者を除く）  
〔対応〕

- ・直ちに保護者から連絡を受ける体制を整え、児童生徒と同居家族の感染状況を速やかに把握し、休業等が速やかに行うことができる措置の準備をすること。
- ・自宅休養中の児童生徒に対しての学習の保障についても十分配慮し、適切な資料や課題の提供を通して、家庭との連携を図ること。その際、オンラインによる教育活動の提供について積極的に取り組むこと。

〔出席停止等〕

- ・検査結果（陰性）が判明するまでの間、「出席停止」または「出勤停止」  
※民間検査や健康保険適用外の検査を除く。

〔報告〕

- ・プライバシーに十分配慮し、速やかに学校教育課へ報告すること。
- ・その際、令和3年度校長会、教頭・主幹教諭会議資料「新型コロナウイルス感染症に係る聞き取りメモ」をもとにするなどして、今後の対応に係り必要な情報を報告すること。

④ 児童生徒や教職員等が「濃厚接触者」に特定された場合

〔対応〕

- ・直ちに保護者から連絡を受ける体制を整え、児童生徒と同居家族の感染状況を速やかに把握し、休業等が速やかに行うことができる措置の準備をすること。
- ・自宅休養中の児童生徒に対しての学習の保障についても十分配慮し、適切な資料や課題の提供を通して、保護者との連携を図ること。その際、オンラインによる教育活動の提供について積極的に取り組むこと。

〔出席停止等〕

- ・当該児童生徒や教職員等は、指定された健康観察期間の「出席停止」または「出勤停止」とすること。

〔報告〕

- ・プライバシーに十分配慮し、速やかに学校教育課へ報告すること。
- ・その際、令和3年度校長会、教頭・主幹教諭会議資料「新型コロナウイルス感染症に係る聞き取りメモ」をもとにするなどして、今後の対応に係り必要な情報を報告すること。

⑤ 児童生徒や教職員等に「感染が判明」した場合

〔対応〕

- ・下記「6 臨時休業等の対応」に基づき行う。
- ・自宅休養中の児童生徒に対しての学習の保障についても十分配慮し、適切な資料や課題の提供を通して、家庭との連携を図ること。その際、オンラインによる教育活動の提供について積極的に取り組むよう努めること。

〔出席停止等〕

- ・治癒<sup>ちゆ</sup>するまでの間、「出席停止」または「出勤停止」とすること。

学校保健安全法第20条に基づき、帯広市教育委員会が、「文部科学省ガイドラインを踏まえた帯広市立学校における臨時休業等の対応について」のとおり判断する。

なお、臨時休業等に係る判断については、「(1) 平常時の場合」は、帯広市教育委員会が保健所に報告・相談し、保健所の見解や学校医の助言を踏まえ判断するが、「(2) 緊急事態宣言対象地域等で保健所の業務が逼迫している場合」においては、感染拡大防止のために保健所が行うべき業務を事業所として、帯広市教育委員会が適切に行うこととする。

#### (1) 平常時の場合〔保健所が業務を行う場合〕

- 学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者を出席停止とするとともに、臨時休業を検討すること。
- 濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し、全体像が把握できるまでの期間及び校舎内の清掃・消毒等に要する期間、臨時休業を行うことが考えられること。
- 把握された全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場合においては、設置者は、必要な対策として学級あるいは学年、学校単位の臨時休業を検討すること。

##### ① 学級閉鎖

次のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- 1 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- 2 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- 3 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- 4 その他、設置者が必要と判断した場合

##### ② 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

##### ③ 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合や、それに加え新型コロナウイルス感染症への感染不安で欠席児童生徒が多数いる場合は、学校全体の臨時休業を実施する。

#### 〔期間について〕

なお、上記①～③の期間については、**数日～5日**程度とする。

ただし、濃厚接触者に多数が該当し、感染症の予防上必要とされる場合は、健康観察期間終了日までとする。

#### (2) 緊急事態宣言対象地域等で保健所の業務が逼迫している場合〔教育委員会が業務を行う場合〕

次の対応の流れに基づき、感染拡大防止のために保健所が行うべき業務を事業所として、帯広市教育委員会及び各学校が適切に行うこととする。

- ・校長が保護者等から児童生徒等、同居の家族等のPCR検査等を受検する旨の報告を受ける。その際、「新型コロナウイルス感染症 陽性者・PCR検査受検者の状況報告書」（報告書）作成に必要な事項を聴取する。
- ・校長は、上記報告を受けた場合及び検査結果が判明した場合は、電話等により市教委に報告する。検査結果が陽性だった場合は、報告書を作成し市教委に報告する。
- ・市教委は報告書を確認後、十勝教育局に提出する。
- ・学校、市教委間において、陽性時の対応を協議し、学校は「感染の可能性がある方」の特定に必要な名簿、時間割、座席配置図等を市教委に提出する。
- ・市教委は「感染の可能性がある方」の特定のためリストアップを行い、学級閉鎖等の措置を判断する。
- ・学級閉鎖等の期間において、「感染の可能性がある方」に特定された児童生徒等は、学校に毎日の健康状況について報告することをもって健康観察とする。
- ・「感染の可能性がある方」に特定された児童生徒等は、風邪症状がある場合は学校及び保健所に連絡し指示に従う。
- ・「感染の可能性がある方」に特定された児童生徒等が、PCR検査を受検することになった場合の対応は、本頁上の・に基づいた対応へ戻る。

① 学級閉鎖

次の状況に該当する場合、学級閉鎖を実施する。

- 1 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
  - 2 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
  - 3 その他、保健所、学校医等の助言を踏まえ、帯広市教育委員会が必要と判断した場合
- ※なお、上記1～3に係り学級において児童生徒等の感染が判明し、当該児童生徒との最終接触日が感染可能性初日より後の場合、学級閉鎖とする。

注）感染可能性初日は、最初に症状が出た日（無症状の場合は検体採取日）を0日として2日前、最終接触日は、最終登校・出勤日。学級閉鎖は、最終接触日を0日として5日後（待機期間）まで。「感染の可能性がある方」は、最終接触日を0日として7日後（対応終了日）まで登校・出勤停止。



- なお、通常授業時の確認及び教育活動の確認により、帯広市教育委員会が「感染の可能性がある方」を特定する。

② 学年閉鎖及び学校全体の臨時休業

上記「6（1）②、③」と同様とする。

### (3) 学校名の公表について

児童生徒及び教職員の感染が判明した際は、地域に密着した集団教育の場を鑑み、非公表とすることによる地域の不安や誹謗中傷なども想定されることから、学校名を公表することとする。

### (4) その他

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等については、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の可否を判断すること。その際、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。また、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うこと。
- ・海外から帰国・再入国した児童生徒等について一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わないこと。

#### 【参考】学校保健安全法

第十九条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第二十条 学校設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

【参考】

文部科学省ガイドライン等を踏まえた帯広市立学校における臨時休業等の対応について（R4.4）

巻末資料

	文部科学省	今後の対応 帯広市立学校	(参考) これまでの対応
学級閉鎖	<p>① 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合</p> <p>② 感染者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合</p> <p>③ その他、設置者が必要と判断した場合</p>	<p>① 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合 <u>(対応例) 同一の学級において感染者が2名 → 学級閉鎖 (①に該当)</u> 感染者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合</p> <p>② <u>(対応例) 感染者が1名、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が2名 → 学級閉鎖 (②に該当)</u></p> <p>③ その他、保健所・学校医等の助言を踏まえ、帯広市教委が必要と判断した場合 <u>(対応例) 感染者が1名で、児童生徒の活動状況等により、「感染の可能性がある方」が複数 (学級内の20%以上程度) いて、学級内での感染拡大が強く懸念される場合や、地域で感染が拡大しており、学校においても感染拡大が強く懸念される場合 → 学校医の助言等を踏まえ、学級閉鎖 (③に該当)</u></p> <p>※ 感染者が1名発生した場合、可能な限り接触者のリストアップを行い、リストアップできた場合は、個別の出席停止の対応をとり、学級内で感染拡大の防止を図り、学級閉鎖を行わないなど、学びの保障に努めること。</p> <p><u>(対応例) 感染者が1名、接触者のリストアップによる「感染の可能性がある方」が3名 → 陽性者1名及び「感染の可能性がある方」3名を出席停止 (学級閉鎖は行わない)</u></p>	<p>① 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合</p> <p>② 感染者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合</p> <p>③ 学級内に感染者が判明し、濃厚接触者等相当の児童生徒等が存在する場合</p> <p>④ その他、保健所等の助言を踏まえ、帯広市教委が必要と判断した場合</p>
学年閉鎖	複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合	左記同様	左記同様
学校閉鎖	複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合	左記同様	左記同様
期間等	5日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断	感染者との最終接触日の翌日から <b>5</b> 日間まで また、最終接触日の翌日から <b>7</b> 日間を経過するまでは、自身による健康状態の確認等を行う	感染者との最終接触日の翌日から7日間まで ただし、当該学級の児童生徒等に風邪等の症状を有する者がいないことが確認できた後まで また、最終接触日の翌日から10日間を経過するまでは、自身による健康状態の確認等を行う
教職員		感染の <b>可能性</b> がある教職員は、校長が出動自粛を要請し在宅勤務等により <b>出勤抑制 (7日間)</b> をさせるとともに、外出自粛及び健康観察の協力を要請	感染の恐れがある教職員は、校長が出動自粛を要請し在宅勤務にするとともに、外出自粛及び健康観察の協力を要請

【参考】

国、文部科学省、北海道のレベル比較表

国		文部科学省				北海道	
レベル	新型コロナウイルス感染症分科会発言における分類	地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動(自由意思の活動)	レベル	北海道におけるレベル分類
レベル4 (避けたいレベル)		レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での 感染リスクの低い 活動で短時間での 活動に限定	レベル4 (避けたいレベル)	「病床利用率」が100%を 越えるおそれがある
レベル3 (対策を強化すべきレベル)						レベル3 (対策を強化すべきレベル)	「病床(又は重症病床)使 用率」が50%を超える
レベル2 (警戒を強化すべきレベル)		レベル2	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	【拡大局面】 感染リスクの高い 活動を停止 【収束局面】 感染リスクの低い 活動から徐々に実 施	感染リスクの低い 活動から徐々に実 施し、教師等が活 動状況の確認を徹 底	レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	①「病床(又は重症病床) 利用率」が20%を超える ②「新規感染者数」が10万 人あたり、15人/週を越え る ③「療養者数」が10万人あ たり20人を超える ①～③の全てを満たす
レベル1 (維持すべきレベル)		レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	適切な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を 行った上で実施	レベル1 (維持すべきレベル)	新規感染者数が散発的に 発生
レベル0 (感染者ゼロレベル)						レベル0 (感染者ゼロレベル)	一定期間(2週間程度)新 規感染者数ゼロの日が継 続